

| | |
|------------------|---|
| Title | ルソーとバーク |
| Sub Title | |
| Author | 松岡, 正男 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1909 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.4 (1909. 11) ,p.265(29)- 273(37) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091101-0029 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ルソーとバーク

松岡正男

吾等は十八世紀に於て中世と近世政治思想との橋梁として考へらるゝ二人の思想家を有して居る、一人は佛のジャン、ジャック、ルソーで他は英のエドマンド、バークである。

ルソーは千七百十二年一月ジュネヴア Geneva に生れ、千七百七十八年七月に病没した。彼の父はアイザック、ルソーと云つて時計製造業兼舞踏の師匠で、其性質は頗る利己主義で感情的で品行の餘り正しからぬ人であつた。故にルソーは少時既に繁雜極まる人生の機微を理解し、自勞自活種々雜多の職業に従事して其生涯を終つた。然るにバークは令聞ある檢事を父とし、門地高き羅馬加持力教の家庭にルソーより遅るゝ事十七年即ち千七百二十九年二月呱呱の聲を揚げた。彼は則ち順序正しき教育を受け、秩序整然たる生活をなし眞に英國紳士の典型とし

て世を終つた。蓋し彼等兩人の間に此等相異なるは生活は其唱導した政治思想に對して少なからず影響したのである。

ルソーはプラトーン及びアリストートルから大なる感化を受け、バークは寧ろ古典思想家主としてシセロに私淑した。であるからルソーは純理を愛し、バークが常に純理に逆つて經驗に訴へたのは自然の勢と云はねばならぬ。ルソーの本は秩序整然として學者風なるに反し、バークの著書は實に煩雜極まつたもので眞にボロツクが云つた様に、彼の書いたものを讀んで彼が學說を發見する事が中々困難である。Sir Frederick Pollock History of Science of Politics. P. 86.) 吾等は兩思想家の本を讀んで純理に於て全く相反して居る所を見出す事は甚だ難いたゞ兩大家推論の傾向が一方は哲學的無形的なるに、一方は實用的法律的なるが故に隔々彼等の間に絶對的原理上の反對が横はる様に思はるゝけれどもそれは間違である。これから一々彼等が云つた所を捉へて比較研究をなさんと欲する。

自由。若し吾人がルソーの所謂天賦自由ナチュラリスミチなるものゝみを見たならば恐らくバークが全然彼に反對なりと考へらるゝであらう。バーク曰く「智識と徳なき所に

果して自由ありや」(Payne's Edition Vol. II. p. 218)と。乃ち彼は唯法律の保護の下に於てのみ自由なるものを認めたとであるが、これはルソーの所謂政治上の自由ソシヤル自由であつて彼が「政治上の自由は民意 (General Will) によりて限らる」(Social Contract. Vol. I. ch. VIII)と記載したのと畢竟同意義なりと云はねばならぬ。バークはルソーの所謂個人の意思に依つてのみ限らるゝ自由ナチュラリスミチ即ち天賦の自由ソシヤル自由に論及しなかつた。彼等共に政治社會ソシヤル即ち換言すれば國家が個人に自由を樂ましむる唯一の原因である事は之を認めた。然らば政治社會ソシヤルとは如何なるものなるかに就ても彼等の意見に何等抵觸する所のものなく、たゞバークはこの點に關してはルソーより遙に正確に議論して居るのである。

國家の觀念。國家を契約の結果なりと論ずる説は既に古代政治學者の國家觀念と全く相異なるものにして、ルソー及びバークに至りて初めて純理的國家觀念を政治哲學上に唱導したのである。國家を以て全く個人の共同團體と見做す基礎的思想は契約説に依て導かれたのである。ルソーは其民的説ソシヤル、コントラクト第一卷第五章に於て述べて曰く「社會全體の力を集めて個人及び個人集合團體の財産を防衛保

護せんとする社會の結合は、それに従ふ各個人をして彼自身に従はしむるもので、要するに個人の自由が社會結合以前と些の變化がない」と。これは彼の國家に關する觀念であつて、Hobbs, Samuel Puffendorf, 及び Locke 等は彼と同意見である。バークの思想は寧ろ歴史派に屬して、彼は國家を以て有機體なりと信するのである。バークは此學派の最も俊秀なる學者であつて、非常に革命運動に反對し、純理論者に逆ひて其 *Ref. on the Rev. in France* の中に彼が國家觀念を發表して居る。「社會は眞に一個の契約である。たゞ人間社會時々刻々起る利害問題に關する契約は其時々に従て解除するを得べしと雖、國家は例へば胡椒や珈琲、金帛や煙草賣買の契約の如く一時的の契約でない。それは甚だ神聖なるもので自然法上必滅の者によつてなざるゝ非永久的の契約と同一視する事の出來ぬ事は云ふ迄もない事である。國家成立の契約なるものは絶對なる完全と徳性との上に其基礎を置くものなるが故に、斯の如き契約の成立及び其目的は人生二三代の短日月では到底出來上るものでも亦成し遂げらるゝものでもない、現在生活して國家を維持して居る者は勿論死せる祖先及び生るべき子々孫々の永きに渡り始めて其契約の眞隨

を現はし來るものである。(Payne, Vol. II. p.p. 113-4) 以上をルソーの國家契約説に比するに云ふ迄もなくより完全にして、純理に走らず、頗る着實にして歴史の重んずべく、國體の尊嚴を説く所彼は飽く迄も英人である。

人民の權利。人民は彼等が構成する國家に對して如何なる權利を有すべきか。バークは明に之を無形權利インストライト實物權利リアルライツの二個に分類して居る、然るにルソーは無形權利の理論を擴張して實物權利の上にも及ぼさんとする。「此の團體に於て(國家を意味す)各個人は同等なる權利を有す—無形の意味に於て—併し乍ら同等なる財産を有せぬ—實物權利を云ふ」(Payne: Vol. II. p. 69) 以上は英思想家の此點に關する議論で彼は疑もなく個人の所有權を認めた事は *not to equal things* に於て明示されて居る。ルソーは之に反し人々は契約によりて國家を成立した其瞬間に於て各個人は彼等の有する權利を悉く舉げて之を國家に委ね、而て彼等は同等の要求を之に對して有して居るが故に人民は社會契約ソシアル・コントラクトに依りて總て彼等の財産プロパティの所有者であると説くのである。(Social Contract, Vol. I. Ch. IX). 彼は之に依つ彼の獨斷的な而も巧妙なる論理を進めて「人は生れ乍ら自由にして物の上にも尙

同等の権利を有すと主張する。

主權。ルソーは確かに主權の上に人格を與へんと試みたけれども、一方に於て彼は人民各自主權に對して同等なる分配を有して居ると認める。彼の意見に従へば人は自然状態より社會契約の結果として國家生活に進んだのである—— Hobbes と同意見なり——併し乍ら主權者に其權利を與へたものは人民であれば、人民は主權者でありまた臣民である。「主權は單に集合團體の上に在りりと考へらる(即ち彼は主權の上に人格を與へたり)。而して各個人はその臣民たる資格に於て個人たり。即ち主權は千人の個人にて建設さるゝ國家に在りて唯一個である。その各個人は主權の千分の一の配分を有すと考へざるを得ない。例へ各個人がその主權に絶對的に服従せざる可らざるとも。ルソーの主權説は以上の如くして彼は國民と人民若くは臣民との間に明確なる區別を置かざりしのみならず時に之を混同して居る。バークは主權に關する確然たる説を發表しない、併し乍ら彼は主權と人民とを精密に區別した。"So for I have Considered the effect of the court system, chiefly as it operate upon the executive government, on the temper of the people, and the happiness

of the sovereign" (Payne; Vol. I, p. 7) 之を以て見てもバークは彼自身主權と人民との間に確然たる區別を立て、居る事は知らるゝであらう。彼の著述及び演説等の筆記を悉く結了して彼は左の如く主權を認めて居ると私は思ふ。即ち王及び人民、若くは治配者及び臣從者が彼等の幸福發展に關して相一致して互に一個の權力を認め之に最上權を有せしめて居る、之は則ち主權であると。

政府。バークの説に従へば政府なるものは人智の工夫になれるものにして人民の要求に答へんが爲に存在する機關である。而も彼は他面に於て政府は "An institution of Divine Authority" (Payne Vol. I, p. 52) と云つて居る。即ち彼は政府は人民の利益幸福の爲に建設されたる事を信ずるも、同時に政府を以て殆ど神意に出でたものとなして頗る保守な思想を懷いて居る、そこで理論一片の考から革命を呼ぶ佛人を見ては彼は何等の同情を表せざりしのみならず、眞に激怒して國人に訴へたのであつた。ルソーは政府を以て契約に依て制定されたものと思はぬ、彼は之を以て、General will の治配者となすのである。「中間機關は臣民、主權相互間の意思を疏通し、法律の施行、自由の保護を司らんが爲に設定せらる。」 (Vol. III, Social Con-

fact). 以上はルソーの政府観である。彼は政府が其職權を濫用して人民の自由を壓迫する事を恐れ、その行動に大なる制限を加へんとした、即ち彼は立法と行政とは全く分離せざる可らずと主張するのである。ルソーは立法部を "In all respect an Extraordinary man in the state!" (Vol. II. Ch. 7. Social Contract). と云ひ、バークは "Image of the feelings of the nation" (Payne; Vol I.) と云つて居る。

余は今や英佛兩國大思想家を比較して殆ど云はんとする所を云つてしまつた、余は更に Tozer の兩人に對する比較を述べて結論としようと思ふ。蓋しトツザ
I 氏の批評は恐らく此論に對する白眉と云ふべきものである。

「バークは英國に於けるルソーに對する感情且つ批評の代表者である。純理嫌ひの英國人の積極的精神はバークが人間の權利は紙屑に幾らペンで以て書いたとて致方のないものである」と絶叫した諷刺で以て、ルソーに對する英人の批評は盡くされて居る。併し乍ら天賦人權ナチュラライツ説のルソーは憲法論者のバークの對範である事は疑を容るべき餘地がない。バークが幾何學的純理的憲法論を甚だしく輕侮したけれども、彼は社會契約説を放抛はしなかつた。彼は憲法を

以て「社會契約の結果なり」と認めたのである。尙彼は立法、司法、行政の諸權力を建造せられたるもの」と主張したのである。ルソーは政治團體の中に特殊の利害關係の下に團結を作る事に逆つたのであるが、バークは特殊の利益を有するもの相互間の結合及び争ひは終に宇宙間の調和を計るものなりとして之を獎勵した。斯の如くバークは政治上に於て相異なる意見を戦はず事を喜んだにも拘らず、ルソーは其人工的、器械的の純理に於て之に反對したのである。トザ
氏民約説英譯序文